

令和5年12月8日(金)

開会（午前9:55）

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」3件、「条例の一部を改正する条例」3件、「指定管理者の指定」1件、「請願」1件の計8件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。非常に寒くなったり、それほどでもなかったりというような天候が続いている。皆さまご存じのとおり今年の5月8日からは新型コロナが一個一個の発生状況の把握でなく、定点医療機関からの報告に変わっている。中条まつりの頃、9月4日から10日までの1週間だと新潟県でこの定点報告が23.53だった。直近で先月の20日から26日までで3.09と非常に少なくなっている。新型コロナの方は少し落ち着いているのだろうと想像できる。しかしながら、インフルエンザが同じ11月20日から26日までで新潟県全体の平均が30.31だった。そして新発田保健所管内だと50.00ということで、この辺りはインフルエンザが非常に流行っている。流行っているという言い方が適切かどうかあれだが、そのような状況である。国での基準では、30以上が警報なので新発田保健所管内は、はるかに警報の域を超えている状況である。年末に向けて皆さまも健康に十分ご留意されて過ごしていただきたいと考えている。本日の案件は、私どもから審議をお願いしている案件については7件ですが、請願1件ということでよろしく審議願いたい。

議第73号 令和5年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ142万9千円を追加し、その総額を33億4,858万2千円とするもの。

歳出の第1款総務費では、給料及び職員手当について給与改定による増額をした。第8款予備費は、歳入歳出の差額分を計上した。歳入の第5款繰入金では、給与等を増額したことに伴い一般会計からの職員給与費繰入金を増額した。また、財政安定化支援事業繰入金につ

いては、令和5年度の繰入金の額が確定したことに伴い増額するものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第74号 令和5年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ52万8千円を追加し、その総額を3億5,057万7千円と
りするものである。

歳出としては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金において、令和5年度の保険基盤安
定繰入金の額が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合納付金を増額した。

一方、歳入の第3款繰入金では令和5年度の保険基盤安定繰入金の額が確定したことに伴
い、増額するものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

今年の10月から後期高齢者医療の窓口負担、単身世帯で200万円以上の収入がある方は
2割負担となったが、この納付金にも影響してくるのか。財源が増えるので納付金が減って
くるのか。今後のことも含めてどうか。

○宮崎市民生活課長

2割になったことに伴い、基盤安定の方については特に影響はない。本人負担について、
今2割の方は、上限3千円になっているので、それを越えた分については本人に直接支給す
ることもあるし、その差額は国が持つことになっているので影響はないと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 75 号 令和 5 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 288 万 6 千円を追加し、その総額を 40 億 5,276 万 4 千円とするもの。歳出では、第 1 款総務費 1 項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の産休、育休の取得に伴う一般会計からの人事異動及び給与改定により給料、職員手当、共済費を増額した。第 3 款地域支援事業費では、介護予防事業に従事する職員の給与改定により給料、職員手当、共済費を増額した。一方、歳入では、第 7 款繰入金 1 項一般会計繰入金では歳出予算の増額に伴い一般会計からの繰入金を増額するもの。

また、第 2 条債務負担行為については、令和 6 年 4 月より現在、福祉介護課地域包括支援センター係が直営で行っている業務のうち地域介護予防活動支援事業、包括的支援事業、認知症高齢者見守り事業の 3 事業について、現行の 3 か所の地域包括支援センターへの委託に加えて、専門職の人材確保と連携の点を含め、適切に地域包括支援センター業務を遂行することが期待される市内の民間事業所において、新たに地域包括支援センターを立ち上げ、事業を委託することで事業の効率化と医療と介護の両面の充実強化を図ろうとするものであり、今年度中に契約する必要があることから、設定するものである。なお、市直営の地域包括支援センターは、令和 6 年度内に引継ぎを終えた後に事業所としては廃止したいと考えているが、係は存続させ、地域包括支援センターの統括業務、丸ごと相談窓口をはじめとする相談支援業務、認知症の方への支援、介護予防事業、地域包括ケアの強化に関する業務については、引き続き市が主体となって行う予定としている。

質疑

○羽田野孝子副委員長

直営の地域包括支援センターの業務を委託するとのことだが、どのような業務を委託するのか。

○須貝福祉介護課長

事業名は記載のとおりですが、地域介護予防活動支援事業は、地域における介護予防の普及啓発活動で、業務の主なもの、地域のサロンや通いの場に随時または定期的に出向いて市民の皆さまに対する様々な介護予防に資するような講話や運動指導など地域に出向く活動の部分について業務委託をしようとするものだが、ここも市の業務として通いの場の立ち上げ支援や様々な教室関係については市が引き続き行う。次に、包括的支援事業については、高齢者の総合相談窓口としても委託先において行うもので、他には総合事業の対象者、それから要支援者に対するケアプランの作成も担ってもらう。ここはかなりのボリュームがあると思うが、その部分を市直営の職員から委託先の職員に切替えるものである。もう一つは、認知症高齢者見守り事業であるが、地域における認知症高齢者に対する理解と見守り体制の充実を目的に学校や企業、それから地域住民を対象とした認知症サポーターの養成講座の業務を担ってもらう。認知症予防や認知症に関する正しい理解の普及活動などの業務を委託したいと考えている。

○渡辺秀敏委員

民間に委託するとのことだが、どちらになるのか。

○須貝福祉介護課長

市内でいろいろと検討したが、現在のところ中条中央病院を運営する共生会と協議を進めているところであり、法人側も意欲的に考えてくれている状況である。正式決定はしていないが。

○渡辺秀敏委員

中条中央病院とのことだが、現在ある治療などの業務の方が相当忙しいと、知り合いの看護師も人手が足りないと話していた。その中で、さらにこのような事業を受けて、果たしてどうなのか。

○須貝福祉介護課長

法人側との協議のところ、そこを一番懸念している。中条中央病院単体で考えるのではなく、母体のNSGグループの中での対応をとるとのこと、人材確保の面については、確実に対応できるとのことだった。指定三職種という規定があるので、そこは確保できる見通しにあると聞いている。実際は募集をかけてから採用も考えられると捉えている。

○羽田野孝子副委員長

この表にある、認知症高齢者見守り事業の業務委託は、今現在もどこかに委託しているのか。そして、それは何か所に委託しているのか。どのような事業なのか。

○須貝福祉介護課長

現在の委託先は、3か所の地域包括支援センターを運営する法人、社会福祉協議会、医療法人白日会やまぼうし、それから中条愛広苑を運営する医療法人愛広会の地域包括支援センターの職員がそれを行っている。これまでは、そこに市の担当も入っていた部分を今後は新たな委託先の職員も共に活動するような状況である。多くは小中学校に出向き、認知症サポーターの養成講座を主に4年生や5年生を対象に、総合学習の時間の中で寸劇なども交えながら、子どものうちから理解の促進をしている取組み。それから、郵便局など様々な企業に出向き同様の取組みを行うというような活動が主な内容である。

○丸山孝博委員

3事業を合計すると8,650万円になる。これまでも外部に委託していたが、その関係で聞きたいが、今度全部外部に委託するが、今まで一部委託していた部分と全部委託ではどの部分がどう変わってくるのか。

○須貝福祉介護課長

債務負担行為の金額については、先ほど申し上げた、社会福祉協議会、中条愛広苑、やまぼうし。すでに委託している3法人の業務委託の額に加えて新規委託先の部分を加えた額である。どの部分をといたところだが、市職員でケアプランの作成などに何人か分の仕事が入っていたところもあり、その分職員の担当部分を減らす内容である。その仕事内容が先ほど説明した業務内容である。

○丸山孝博委員

外部委託することにより、利用者が今までと何ら変わらないのであれば直営でもいいと思うが、外部委託することにより利用者に対するサービス、対応の仕方、それらについて、行政としては何を求めているのかについてお願いします。

○須貝福祉介護課長

一番大きな理由としては、在宅医療や医療と介護の連携といった部分がこれからますます

必要になってくると考えている。なかなか市の担当職員も指定職種となると市役所に今たった一人いるといった現状にある。保健師も今もういっぱいいっぱいといったところで、人材の面でも厳しい状況にある。法人と具体的な協議はこれからになるが。例えば地域のところに病院の先生に出向いてもらい講話をしてもらうなど。相談内容も医療に関する相談の件数が高い状況にあり、その専門性の部分についても現在よりも丁寧な対応が期待できるのではないかとということなどほかにも様々ある。一番大きなところは医療と介護の連携の部分が強化できるところと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 84 号 胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

本件は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税の算定において、産前産後期間に係る均等割及び所得割を軽減する措置が導入されるため、必要となる改正を行うものである。

概要としては、産前産後の期間相当分に当たる4か月分の保険料の均等割及び所得割を妊婦本人分のみ軽減するものである。

施行期日は令和6年1月1日であり、当該期日以降の期間に係る令和5年度分の算定から適用するものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

わかりづらいので質問させてもらうが、新旧対照表を見ると最後の方に「当該年度に属する月数を乗じて得た額」とあるが、「当該年度に」となっているが。例えば、年度なので4月から始まるが、2月、3月、4月、5月とこの4か月の場合は、どのような扱いになるのか。それぞれの年度になるかと思うが一応確認のために。

○宮崎市民生活課長

委員の言うとおりに、年度またぎの場合は年度ごとの算定分を控除する形になる。

○丸山孝博委員

これは、来年1月1日からだが、この法改正に基づく当市の何人くらいが該当して、どれくらいの金額が軽減されるのか。国民健康保険で妊婦さんは少ないと思うが。全体と一人当たりが分かればお願いします。

○宮崎市民生活課長

対象者は2人である。その中でも11月に出産される方がいるが、その方は1月分だけの1か月分が対象となる。1月に出産される方は、3か月分になる。軽減額の合計は、2人分合わせて1万6千円となっている。

○丸山孝博委員

来年度から本格的になるが、その場合の金額の試算は出ているか。

○宮崎市民生活課長

来年度の試算は行っていないが、毎年国保で出産される人数については7から8名程度である。

○丸山孝博委員

それに対する軽減額はどのくらいか。

○宮崎市民生活課長

所得割があるので、一概にはいくらと金額は言えないが、今ほど申し上げた1万6千円が4か月分に相当するので、それに7、8人分かけたところが大体の目安と考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 85 号 胎内市印鑑条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

胎内市に印鑑登録をされている方が、「胎内市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」の規定によりオンラインを利用し、個人番号カードいわゆるマイナンバーカードを用いて、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証の添付を要しないものとし、郵送等により印鑑登録証明書を交付することができるように改正を行うものである。

なお、窓口交付については、従来どおり印鑑登録証の添付は必要となっている。

質疑

○渡辺宏行委員

オンライン申請の場合、例えば申請はパソコンで交付申請する。受け取りは郵送を希望するか或いは庁舎の窓口で受け取るかになる。郵送での受け取りの場合の手数料はどれくらいか。それと役所に来て申請して提出するとカードが必要になるが、役所に来て受け取る場合でもカードはいらぬのか。

○宮崎市民生活課長

手数料の部分ですが、オンラインについては、証明書の手数料プラス郵送料をオンラインで決済して支払ってもらう形になる。仮にオンラインで申請して窓口で受け取りたい方は、オンラインで申請し、窓口に出向いてもらい、本人確認をして対応することになるので、手数料のみで郵送料はもらわない形になる。受け取るときは、オンラインについては、マイナンバーカードで認証が取れているので、本人確認だけで印鑑登録のカードは必要ない形を考えている。

○渡辺宏行委員

手数料の額は、郵送と窓口で受け取る額は違う。郵送の場合は切手代になると思うが。もうひとつは、窓口で受け取る場合も何もいらぬ。マイナンバーカードで申請しているからと。ということは、渡辺宏行で申請して別の人を受取りに行っても身分証明書はいらぬの

か。

○宮崎市民生活課長

窓口で受け取る際は必ず本人確認が必要となるので、別の方が来ても渡さない形になっている。

○八幡元弘委員

今のに似ているが、郵送されてきてクレジットは本人しか受け取れないが、家の方が代理で受け取ったりできるのか。窓口も含めて。

○宮崎市民生活課長

オンライン申請なので、オンライン申請については、本人のみが対象となる。

○八幡元弘委員

申請していて受理されて、オンラインであれば申請で本人確認が取れている。送られてきたのは本人でなくともとれるのか。あと申請で本人確認が取れているのであれば、代理で受け取ることはできるのか。

○宮崎市民生活課長

郵送は、普通郵便で送っているのですが、本人でなくとも家族が開封する可能性はあるが、本人が開けることを想定している。

○渡辺秀敏委員

今の関連で、印鑑証明書はすごく重要なものだが、それを普通郵便で送っているのか。書留でなくて。

○宮崎市民生活課長

戸籍等も普通郵便で送っているのと同様に取り扱っている。

○渡辺秀敏委員

万が一、そのような重要なものが他の人の手に渡ったらどう対処するのか。

○宮崎市民生活課長

そのようなことはないとのことで今までやってきているので、今後そのようなケースも考えられることから検討していきたい。特定記録郵便や簡易書留なども検討していきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 86 号 胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例及び胎内市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により、災害その他非常の場合において、緊急に除却、修繕等の措置が必要となった際に、命令等の事前手続きを取らなくとも代執行が可能となったこと等を踏まえ、同様の改正を行うほか、引用する同法の条項に移動があったため、規定の整理を行うものである。

概要としては、「空き地、空き家等の適正管理に関する条例」については、代執行に関わるものについて、今まで行政代執行及び略式代執行のものについて条例で定められていたが、今回の改正に伴い、新たに緊急代執行の項目を追加した。

また、「老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例」については、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の適用除外について、今まで特定空き家のみだったものに新たに管理不全空き家を追加するものである。

質疑

○丸山孝博委員

緊急代執行ができることになったことに伴い、実際代執行をした場合に国の財政措置はあるのか。

○宮崎市民生活課長

国からの財政支援だが、今までの代執行と略式代執行と同じであり、1／2が補助される形となっている。

○丸山孝博委員

代執行する時点で、災害が起きた場合に緊急にされるわけだが、持ち主等に対してのお知らせはどの段階ですか。

○宮崎市民生活課長

現在のところであるが、空き家特別措置法から行政代執行に流れていっているが、今までは、空き家特別措置法で改善措置をした後特定空き家に認定。その後、もう一度改善措置をし、勧告。ここまでが空き家特別措置法となる。その後、行政代執行の法律に移っていくが、その時に、命令、事前通知、命令書、戒告書、その後代執行命令を出してから代執行になるが、今回の緊急のところについては、空き家特別措置法の部分については、今までどおりであるが、行政代執行法のところについて、事前命令、命令、戒告。こちらが通知不要でいきなり、代執行命令意を出して代執行を行う流れとなっている。

○丸山孝博委員

災害によってどうしてもやらなければならないという一定の基準はあると思うが、マニュアルなどもきちんとしたことがないと持ち主との関係でトラブルが発生するかどうかも出てくるので、きちんとしたものがあるのか。

○宮崎市民生活課長

こちらの施行する日が12月13日になっているが、いまだに詳しいところが出てきていない。今後、ガイドラインは国の方で示すとの連絡が来ているので、今のところどの時点か詳しいところはわからない状況である。

○渡辺宏行委員

今回の改正は、現行は管理者に適正管理の努力義務があった。今回は、国や自治体の施策に協力する努力義務という改正のポイントになっている。さきほどの丸山委員も言っていたが、問題そのもの自体は、空き家はこれからバンバン増えていく。なんで空き家が増えてい

くかという、固定資産税が安いからである。更地にするよりは。そもそもが、逆にこのような代執行までやらなければならない状況に陥ることは、私個人の考えからすれば、もう更地並みでなくて、建物が建っていた状況の中の固定資産税であれば、おそらく壊すと思う。潰れるような時まで待たなくて。その辺の議論は、国の方では、このような空き家は大きな課題になっている。全国的にも。そのような議論は、まだされていないのか。副市長どうですか。

○高橋副市長

委員いわれるとおり、全国的にこの空き家は大きな問題になっている認識は持っており、国でも課題として捉えていると思っている。取り壊すことによって住宅用地の軽減が受けられなくなるので固定資産税が高くなる。だから取り壊さないという話があったが、現段階では、特定空き家になった場合、一定期間固定資産税が上がらない措置は現在でも取っている。特定空き家だけで、立派な空き家の場合は、取り壊してもならない。ある程度危険を伴っているということでの特定空き家に認定されたものに関して、そのような措置をとっている。ただ、それで足りているかとなると、これからの議論を待つべきだと思う。これから大きな課題として捉えながら、国でもまた、各自治体でも検討を重ねていく必要があると考えている。

○八幡元弘委員

根本的なことだが、災害と緊急で命令や事前のあれもなくできるのは相当の強制力だと思うが、具体的にどのような時を想定すればいいのか。

○宮崎市民生活課長

国のガイドラインは示されていないが、見た段階で「これはひどくてだめだ」というところではないかと思っていて、まだ時間をかけてできるような物件であれば、今までどおりの手続きを進めていく形であるので、災害というと中越地震等で倒れたようなものを緊急的にやるというようなことが想定されているのではないかと考えている。

○八幡元弘委員

復旧の時に重機を通したりできるなどがあると思うが、それは誰が判定するのか。

○宮崎市民生活課長

それらについては、自治体に委ねることになっている。

○渡辺秀敏委員

災害、その他危険な場合とのことだが、例えば、隣の家に明らかにこの角度からして倒れていくだろうという場合は、おそらく該当すると思うが。

○宮崎市民生活課長

完全に倒れそうだということであれば対象になるかと思われるが、いきなり私たちの方から言えないので、所有者の方には何度か折衝してどうしてもという場合であれば適用になるのではないかと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 87 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

須貝福祉介護課長説明

これは、ほっとHOT・中条の敷地内にあるデイケアセンターと・も・だ・ちについて、令和6年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、引き続き医療法人社団共生会を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするものである。本年11月に開催した指定管理者選定委員会の審査結果を経て、指定管理者の候補者に選定した共生会は、平成8年に法人を設立し、先ほど申し上げた中条中央病院の運営、そのほか平成31年4月からはデイケアセンターと・も・だ・ちの指定管理者となり今年度末で5年が経過する。利用者は年々増加してきており、令和4年度では、延べ7,972人、1日平均26人の利用だったが、今年度はさらに増え、現状で年間9,000人、1日平均29人を超える見通しにあり、多くの市民に親しまれ活用されている実績からも医療法人社団共生会に指定管理者を継続させることが、市民ニーズに沿う介護保険施設として機能し、適切かつ効果的な運営につながるものと考えている。

質疑

○薄田智委員

今回さらに更新して共生会さんと契約するとの話だが、利用の内容については、どんどん利用者も増えていて非常にいいのだろうが、中には要望・意見のある人がいるのではと思うが、その辺りの意見を吸い上げるシステムはどのような形で対応してきたのか。

○須貝福祉介護課長

指定管理施設なので、当然のことながら要望・意見については、指定管理者から定期的に報告をいただく。毎月の利用者・件数のほかにその都度報告をいただき、要望については、対応を協議するという流れである。特段大きな要望等はこれまでは法人の運営に関しての特段の要望であったり、苦情は届いてきていないが、むしろ介護保険制度設計の中での、「本当は週3回利用したいが介護保険の限度額で週2回までが限度である」といったような要望は多くあるところだし、あとは一人一人様々な考えがあり、例えば、認知症の方であったり様々な方がいることで、利用者同士の関係で様々対応にあたっている状況であり、特に今のところ大きなものは届いていない現状である。

○薄田智委員

大きな問題や要望はないという話で非常にいいのだろうと思う。ただ、利用者の中にはいろいろな意見を持っていると思うので、その辺を聞いて、いろいろ考え方を引き上げる部分が必要だと思うので、その辺も今後市で検討していただければと思う。

○須貝福祉介護課長

ご指摘の点ありがとうございます。しっかりと指定管理者に話をし、きちんと報告を上げてしっかりと協議していきたいと思う。ありがとうございます。

○羽田野孝子副委員長

鼓岡の方でデイケアを利用していたが、愛広苑が遠くて行けない。と最近の話だが、そしたら前に行ったことがあると・も・だ・ちでお願いできないかあためてみたが、やはり遠いから行けない。このようなことでは、介護保険は公の保険でありながら損得勘定であつちに行くが遠くは行かないというのはもってのほかだと思うがどのように考えているのか。

○須貝福祉介護課長

以前、羽田野委員から一般質問で同様の質問もいただき回答させてもらったところである。今回の選定委員会の中でもその件の話し合いをまた行った。すぐには難しいという。マンパワーの点で対応が難しい。ご家族などが施設に連れてきていただければ、利用していただいている現状にあるが、できていない部分については、今後指定管理施設なので地域差がないような対応をとっていただくように、今回の指定に合わせて話していきたいと考えている。

○羽田野孝子副委員長

そこに住んでいる方は将来のことも考えて気が滅入ると言っているが、本当にそうだと思うので指定管理お願いするので、どうぞよろしくお願いします。

○須貝福祉介護課長

今の件、ぜひそのような市民の声があったら、この件少なくとも私は把握していないので、ぜひ私自身も含め個別対応させていただきますので、どうかその具体を後ほど話をいただければ、その方にも私なりが出向いていろいろと相談させていただこうと思っているので、この点についてもよろしくお願いいたします。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

請願第2号 若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願

請願趣旨説明：全日本年金者組合新潟県本部 執行委員長 稲葉正美（紹介議員：丸山孝博議員）

おはようございます。本日は貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

（資料読み上げ）

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

○渡辺栄六委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることになっている。議員発議について諮るが、副委員長の羽田野孝子議員の名前があがっているので、発議者は羽田野孝子副委員長に願います。

○羽田野孝子委員

はい。

○渡辺栄六委員長

請願第2号 若者も安心できるような物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願は意見書として羽田野孝子副委員長ほか賛同議員の発議とすることと決定する。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（11:16）